

令和8年4月23日

厚生常任委員会要求資料

福祉子どもみらい局

神奈川県と株式会社薫化舎との連携と協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社薫化舎（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応して、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、神奈川県立中井やまゆり園に関すること（以下「連携事項」という。）について連携し、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に第三者に開示する秘密情報の範囲、開示する目的等を協議し、書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（知的財産権）

第5条 本協定における「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の産業財産権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、並びに営業秘密として保護され得る権利をいう。

2 甲及び乙は、本協定の締結以前から各自が保有する知的財産権が、本協定の締結又は履行によって相手方に移転せず、引き続き各自に単独で帰属することを確認する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。

(反社会的勢力に関する対応)

第7条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

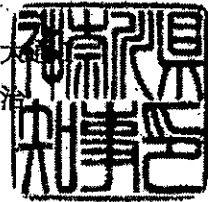
(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年11月27日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 大阪府大阪市北区西天満5-9-3
アールビル本館9階
株式会社薫化舎
代表取締役会長 向井 義

